

稲城市再犯防止推進計画(案)

令和3年度～令和7年度

令和3年12月

稲城市

市長あいさつ

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の位置付け・目的 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 4 日野市・多摩市との連携について | 2 |
| 5 基本方針・重点課題 | 3 |
| 6 計画の推進体制 | 3 |
| 第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況 | 4 |
| 1 稲城市の現状 | 4 |
| 2 国と東京都の取組 | 8 |
| 第3章 重点課題ごとの主な取組 | 10 |
| 1 就労・住居の確保等 | 10 |
| (1)就労の確保を支援する取組 | |
| (2)住居の確保を支援する取組 | |
| 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等 | 13 |
| (1)高齢者の方を支援する取組 | |
| (2)障害のある方を支援する取組 | |
| (3)生活困窮の方などを支援する取組 | |
| (4)薬物乱用防止に向けた取組 | |
| 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等 | 17 |
| (1)非行の防止のために子どもたちを支援する取組 | |
| (2)子どもたちの居場所づくりや学習支援の取組 | |
| 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等 | 19 |
| (1)保護司等民間協力者の活動を支援する取組 | |
| (2)広報・啓発活動を推進する取組 | |
| (3)安全・安心なまちづくりに向けた取組 | |
| 5 再犯防止のための連携体制の整備等 | 23 |
| (1)関係機関と連携した取組 | |
| 6 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組 | 24 |
| (1)3市共通で行う取組 | |
| 資料編 | 26 |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

国の刑法犯の認知件数は平成14年の285万4,061件をピークに減少を続け、平成31年(令和元年)には74万8,559件と戦後最少を更新しました。一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、漸減しているものの初犯者の減少のペースが上回っていることから、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は年々増加を続け、平成31年(令和元年)には48.8%と半数に近づいています。

再犯防止対策の必要性・重要性が高まる中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、地方自治体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策を策定し実施する責務と、再犯防止推進計画の策定に努めることが規定されました。

犯罪をした者等の中には、その背景に様々な生きづらさを抱えている場合があります。生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向けて、国、地方公共団体、民間協力者が一丸となって取り組むことが求められています。同時に、新たな犯罪被害者を生まないためにも、再犯を防止することにより市民の犯罪被害を防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

2 計画の位置付け・目的

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画及び東京都再犯防止推進計画を勘案して、再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定します。本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」、及び福祉分野の上位計画である「第三次稲城市保健福祉総合計画」との連携・調和を図るとともに、各種関連計画との整合を図ります。

本計画では、重点課題ごとの主な取組として、再犯の防止に資する取組のほか、広く市民に提供してきているサービス等で、犯罪防止や非行防止、更生保護等につながる可能性のある取組を掲載しています。

3 計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度(策定期間である令和3年12月から令和8年3月まで)とします。

➤用語解説

○再犯者率と再犯率

「再犯者率」は、刑法犯検挙者の中に再犯者がどの程度いるのを見る指標です。一方「再犯率」は刑法犯検挙者がその後の一定期間に再び犯罪を行うことがどの程度あるのを見る指標です。

4 日野市・多摩市との連携について

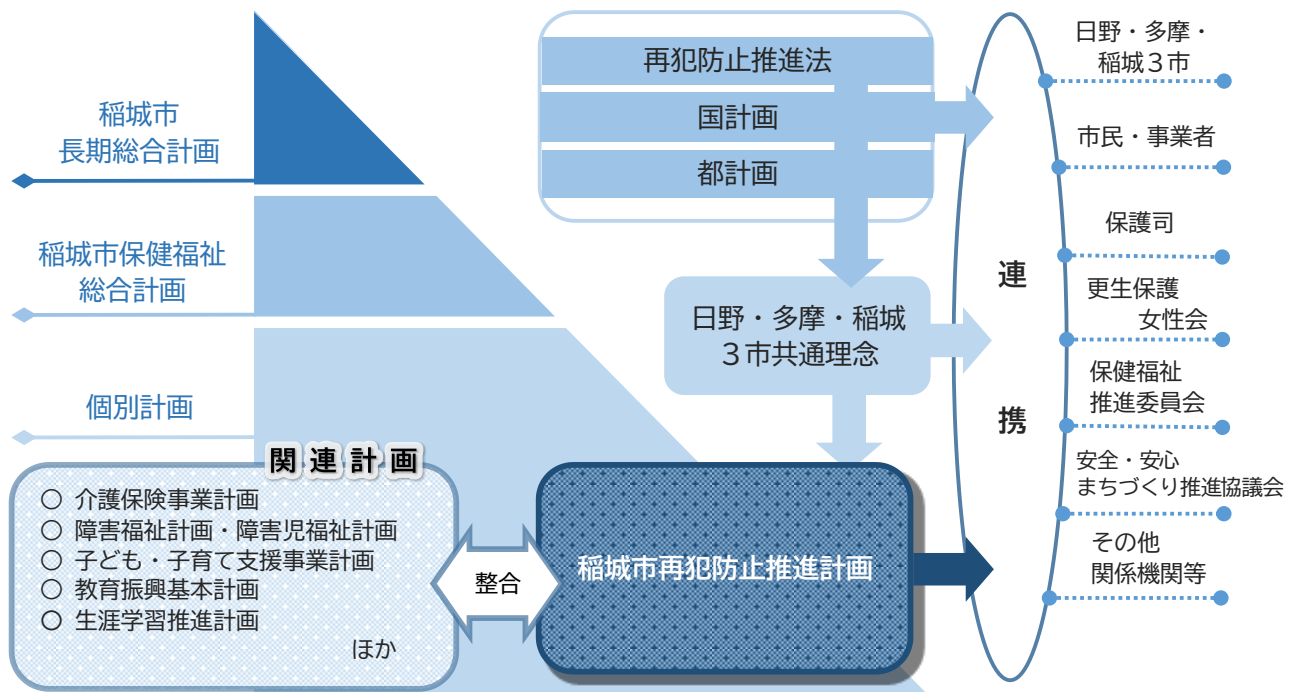
日野市・多摩市・稲城市の3市については、これまで3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。そうした経緯を踏まえ、3市における再犯防止推進計画の策定に当たっては、計画の作成に先立ち、再犯防止の推進に向けた3市共通の基本方針と取組の枠組みを定めた「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」(以下、「共通理念」という)を令和3年3月に策定しました。

共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。共通理念では、3市を一つの地域として共通の課題を抽出するとともに、3市共通で行う取組等を記載しています。

また、共通理念策定後は、日野市・多摩市・稲城市の3市が共通理念に基づき、それぞれの実情に合わせて再犯の防止を推進する取組を総合的に進めるための個別計画を策定することとしており、本計画も共通理念の内容を踏まえた個別計画として策定しました。

なお、計画策定後においては、再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化していきます。

● 計画の位置付け及び連携のイメージ



5 基本方針・重点課題

再犯防止推進法、これに基づく国及び東京都の再犯防止推進計画に掲げる基本方針と重点課題を踏まえ、市の取組の基本方針と重点課題を以下の通り設定します。

基本方針

- ① 関係者・関係機関等との緊密な連携・協力と犯罪をした者等への切れ目のない支援(国計画基本方針①・②)
- ② 犯罪被害者等の尊厳への配慮及び犯罪をした者等が自らの責任を自覚し犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組の実施(国計画基本方針③)
- ③ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施(国計画基本方針④)
- ④ 地域社会の理解と協力を進めるための普及・啓発(国計画基本方針⑤)
- ⑤ 保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援(再犯防止推進計画加速化プラン③)

重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等
- ⑤ 再犯防止のための連携体制の整備等
- ⑥ 3市共通で行う取組

6 計画の推進体制

就労、住居、福祉、防犯、非行防止等に携わる市の関係部署間の十分な連携を図るとともに、関係機関との連携協力のもと、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。推進にあたっては、福祉施策を所管する「稲城市保健福祉推進委員会」及び防犯の取組を所管する「稲城市安全・安心まちづくり推進協議会」との意見交換・情報共有を継続的に進めます。

第2章 犯罪や再犯防止を取り巻く状況

1 稲城市の現状と課題

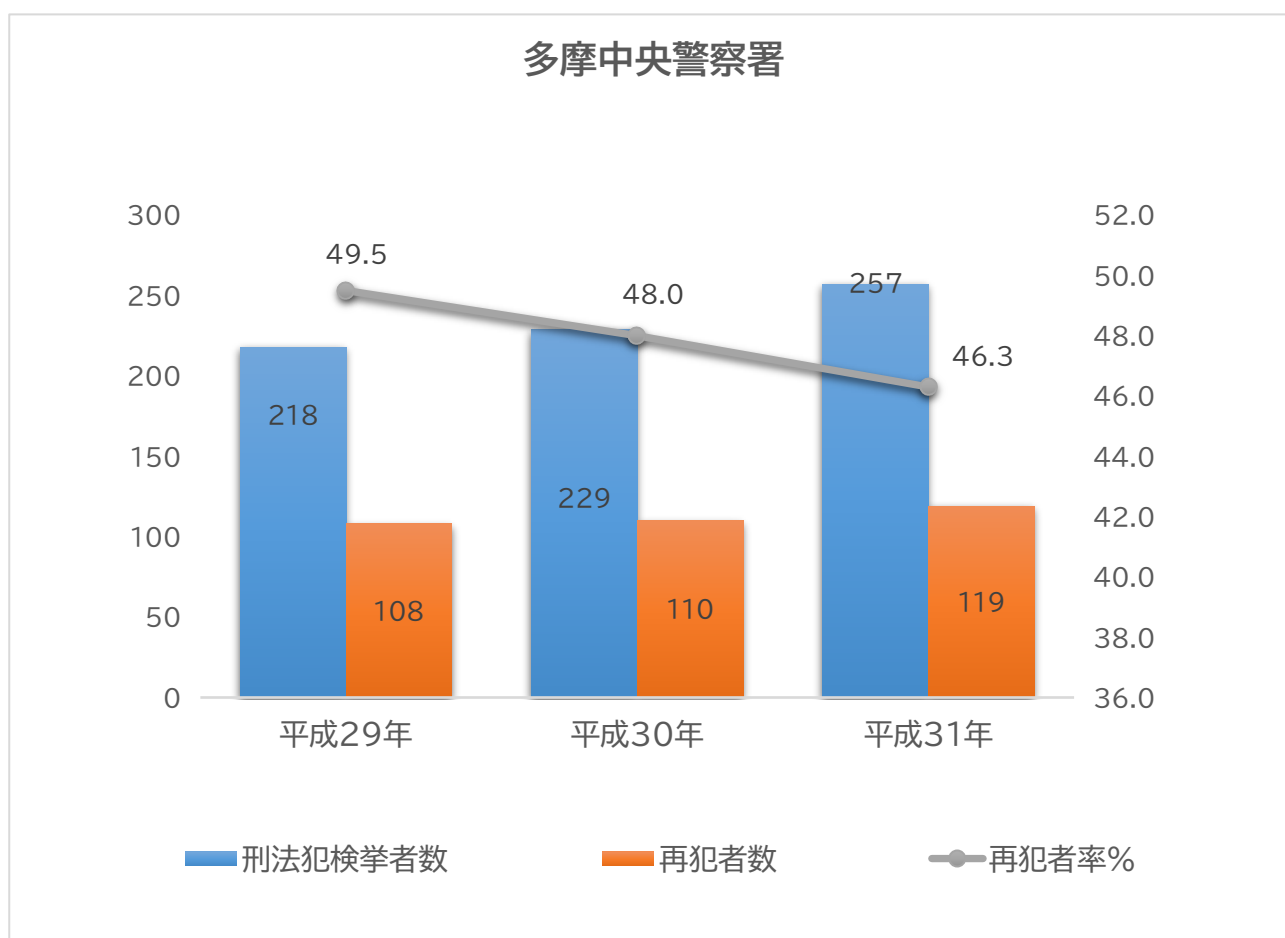
(1) 刑法犯再犯者検挙人員及び再犯者率(刑法犯検挙人員のうち再犯者の割合)

多摩中央警察署管内の再犯者率については、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、全体の半数近くが再犯者という状況であり、再犯防止を推進していくことが求められます。

(法務省矯正局東京矯正管区提供)

| | 平成 29 年 | | 平成 30 年 | | 平成31年(令和元年) | |
|---------|---------|-------|---------|-------|-------------|-------|
| | 再犯者数 | 再犯者率 | 再犯者数 | 再犯者率 | 再犯者数 | 再犯者率 |
| 多摩中央警察署 | 108 | 49.5% | 110 | 48.0% | 119 | 46.3% |
| 警視庁計 | 12,526 | 49.6% | 12,573 | 49.5% | 11,320 | 50.8% |
| 全国計 | 95,028 | 50.6% | 92,023 | 50.5% | 86,952 | 50.5% |

※少年の検挙人員を含まない ※多摩中央警察署は多摩市と稲城市を管轄



(2)人口および高齢者人口の将来推計(平成 27 年を 100 とした場合の指数)

本市では、総人口の伸びが緩やかである一方、高齢者人口は全国平均及び東京都平均を上回る割合で増加していくことが見込まれています。＜参考＞にあるように、検挙人員全体に占める高齢者の割合が大きく上昇しているという実態があることに加え、地域社会を担う方々の高齢化が今後ますます進んでいくことを念頭に取組を検討する必要があります。

(国立社会保障・人口問題研究所「平成 30 年日本の地域別将来推計人口」および「日本の将来推計人口(平成 29 年推計, 出生中位・死亡中位)」より)

| | | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|-----|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 稲城市 | 総人口 | 102.3 | 103.3 | 103.5 | 102.9 | 102.0 |
| | 65歳以上人口 | 110.9 | 117.5 | 127.0 | 140.8 | 155.9 |
| 東京都 | 総人口 | 101.6 | 102.4 | 102.7 | 102.5 | 101.8 |
| | 65歳以上人口 | 104.9 | 106.7 | 111.6 | 119.9 | 130.4 |
| 全国 | 総人口 | 98.6 | 96.4 | 93.7 | 90.7 | 87.3 |
| | 65歳以上人口 | 106.9 | 108.6 | 109.7 | 111.7 | 115.8 |

＜参考＞ 検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合と高齢化率の推移(単位:%)

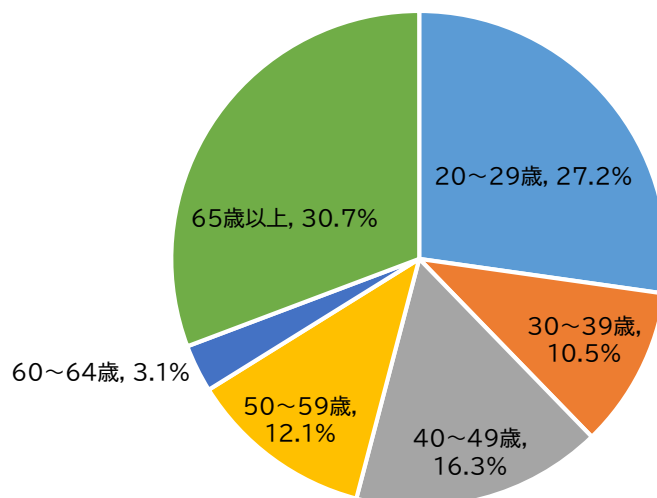
(令和2年版警察白書および令和2年版高齢社会白書より)

| | 平成2年 | 平成12年 | 平成22年 | 平成31年 (令和元年) |
|----------------------|------|-------|-------|-----------------|
| 検挙人員全体に占める 65 歳以上の割合 | 2.2 | 5.8 | 14.9 | 22.0 |
| 高齢化率(65 歳以上人口の割合) | 12.1 | 17.4 | 23.0 | 28.4 |

＜参考＞ 警察署別刑法犯年齢別検挙人数割合

(法務省矯正局東京矯正管区提供)

多摩中央警察署
平成31年(令和元年)刑法犯年齢別検挙人員比率



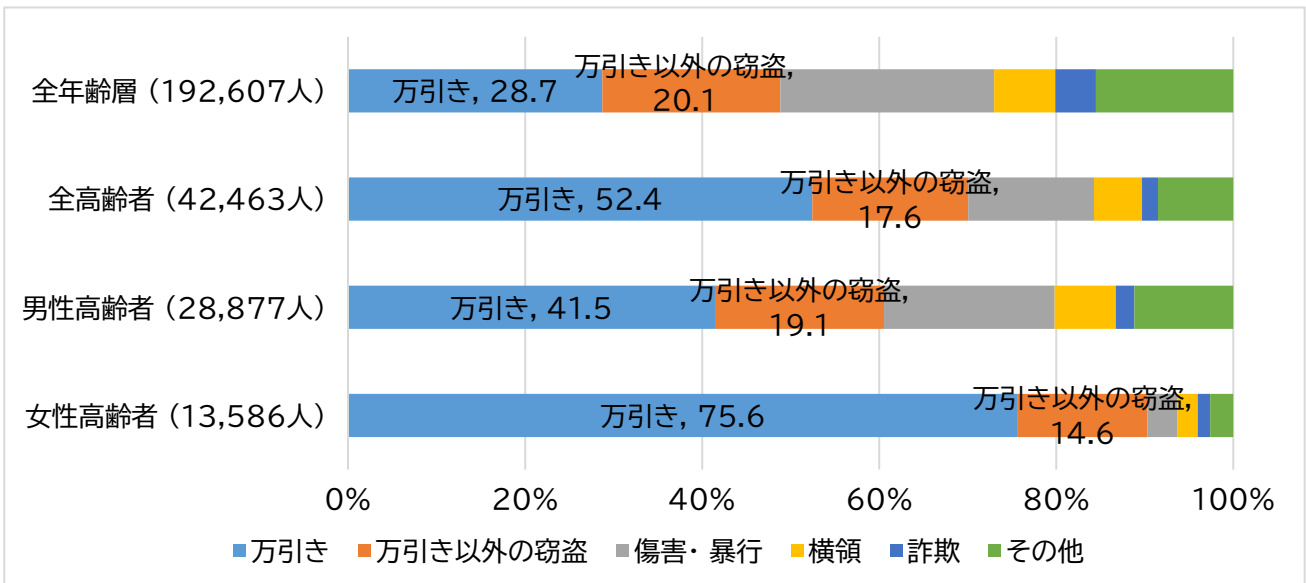
(3) 高齢者(65歳以上)の検挙人員の罪名別構成比(令和元年・単位:%)

全年齢層と比べて、全高齢者では窃盗の割合が7割を超えています。特に、女性高齢者では約9割が窃盗であり、万引きによる者の割合が約8割と顕著に高い特徴があります。

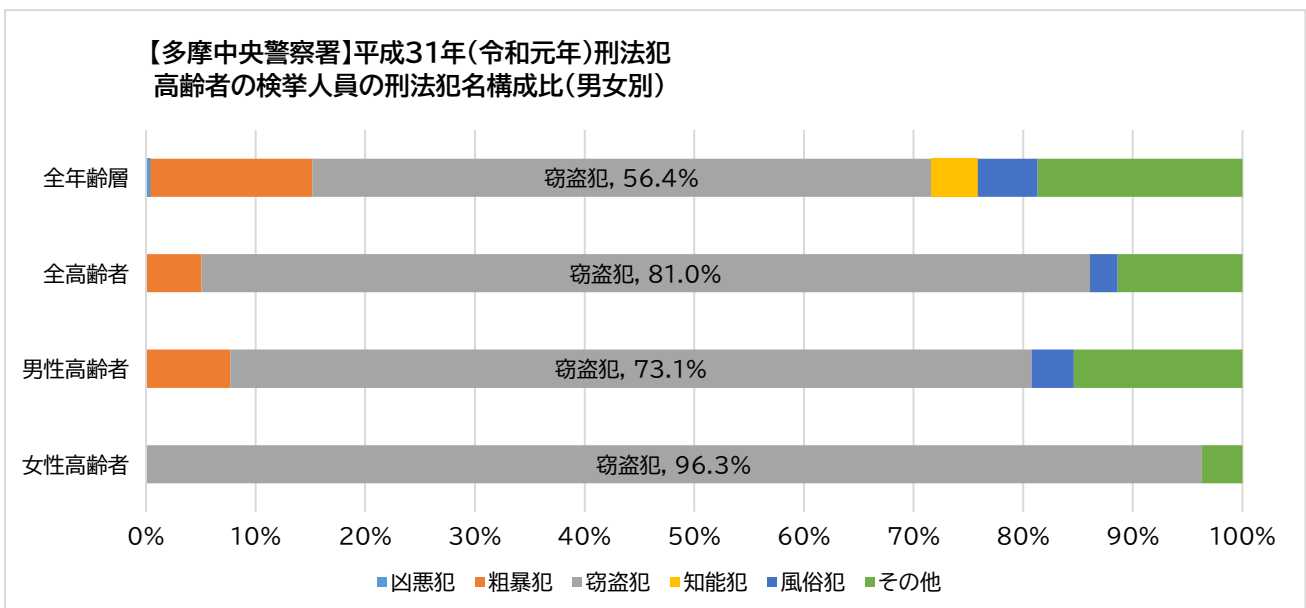
(令和2年版犯罪白書より)

| | 万引き | 万引き以外の窃盗 | 傷害・暴行 | 横領 | 詐欺 | その他 |
|-----------------|------|----------|-------|-----|-----|------|
| 全年齢層 (192,607人) | 28.7 | 20.1 | 24.1 | 6.9 | 4.6 | 15.5 |
| 全高齢者 (42,463人) | 52.4 | 17.6 | 14.2 | 5.4 | 1.8 | 8.5 |
| 男性高齢者 (28,877人) | 41.5 | 19.1 | 19.3 | 6.9 | 2.1 | 11.2 |
| 女性高齢者 (13,586人) | 75.6 | 14.6 | 3.4 | 2.3 | 1.4 | 2.6 |

※()内は人員 ※「万引き」と「万引き以外の窃盗」をあわせて「窃盗」 単位:%



<参考>警察署別高齢者の検挙人員の刑法犯名構成比 (法務省矯正局東京矯正管区提供) 単位:%



(4) 保護司の平均年齢

本市における保護司の平均年齢は高い水準で推移しており、近年は上昇傾向です。こうした状況を踏まえつつ、保護司などの更生保護を支えるボランティアの活動しやすい環境づくりについても検討していく必要があります。

令和元年版犯罪白書より※全国平均のみ ※各年1月1日時点の値 単位:歳

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 (令和元年) |
|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 稲城市 | 65.2 | 64.7 | 65.7 | 66.7 | 67.4 |
| 東京都平均 | 63.8 | 64.0 | 63.7 | 63.9 | 63.8 |
| 全国平均 | 64.7 | 64.9 | 65.0 | 65.1 | 65.1 |

(5) 社会を明るくする運動の参加者数

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」には、毎年多くの方に参加いただいています。再犯防止に向けた啓発事業として今後も推進していくことが求められます。

(法務省大臣官房秘書課提供 ※全国及び東京都のみ) 単位:人

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 (令和元年) |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 稲城市 | 379 | 415 | 447 | 431 | 452 |
| 東京都 | 307,451 | 331,892 | 331,897 | 311,510 | 318,432 |
| 全国 | 2,563,333 | 2,833,914 | 2,769,306 | 3,228,710 | 2,969,544 |

2 国と東京都の取組

(1) 国の取り組み

○再犯防止推進法の制定

我が国においては、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

本法律は、このような現状を踏まえ、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものです。

また、本法第5条において、国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならないこと、本法第7条第1項において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならないこと、本法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないことなどが規定されているほか、本法第22条第1項において、国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする規定されています。

(法務省ホームページより)

○再犯防止推進計画の策定

国の再犯防止推進計画では、再犯防止推進法に基づき、以下の通り「5つの基本方針」を設定し、再犯防止施策について「7つの重点課題」に整理して取り組むこととしています。

【5つの基本方針】

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的

苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。

- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

【7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物体制整備等

(2)東京都の取り組み

○東京都再犯防止推進計画の策定

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、国の再犯防止推進計画を勘案し、東京都における取組について策定されました。国の計画に掲げられている5つの基本方針を踏まえ、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

【6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のため連携体制整備等

第3章 重点課題ごとの主な取組

1 就労・住居の確保等

現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰・再犯防止を実現する上で、就労の有無は再犯率にも影響する重要な要素であり、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職で、仕事に就いていない者の再犯率は仕事に就いている者の約3倍の差が生じており、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。(国計画より)。

また、刑務所等からの満期出所者の4割以上(全国で約 3,400 人(令和元年法務省「矯正統計年報」より))が適当な住居が確保されないまま出所し、帰住先の確保されている者と比較して再犯に至るまでの期間が短くなっているという実情を踏まえ、就労や住居確保のための相談・支援等を充実させる必要があります。

主な取組

(1) 就労の確保を支援する取組

生活の基盤となる安定した就労を確保するため、ひとり一人の特性に合わせた就労支援を行います。

■生活困窮者自立相談支援事業による就労支援

自立相談支援機関である「福祉くらしの相談窓口」では、生活に困窮する方の相談窓口として、関係機関と連携した生活及び就労に関する支援を行います。(生活福祉課)

■障害者就労支援

障害者就労支援センターマルシェいなぎにおいて、就労を希望する障害者に対してハローワークへの同行や面接同行のほか、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。(障害福祉課)

■はつらつワーク稲城

厚生労働大臣の許可と都及び市の支援を受けた、おおむね 55 歳以上の高齢者のための無料職業紹介所(就業支援センター)として就労支援を行います。(稲城市社会福祉協議会・経済課)

■シルバー人材センター

働く意欲を持っている、おおむね 60 歳以上の健康な高齢者のために、希望と能力に応じた就業の機会を提供します。(稲城市シルバー人材センター・高齢福祉課)

■就労支援機関の情報提供・普及啓発

東京しごとセンター多摩(都)・若者サポートステーション(国)等の各種窓口、ハローワーク就業情報等についての積極的な情報提供・普及啓発に努めます。(経済課)

■東京都若者総合相談センターの紹介・普及啓発

非行歴を有する若者やその保護者等を対象とした相談を含めた、若者に対する総合的な相談を実施し、就労・就学につなげる等の適切な支援を行う、東京都若者総合相談センター(若ナビα)について、紹介及び普及啓発に努めます。(児童青少年課)

■協力雇用主制度・コレワーク等の周知促進

犯罪等をした人を雇用につなげ立ち直りを支援するための協力雇用主制度やコレワーク(矯正就労支援情報センター)(国)についての周知を促進するため、普及啓発に努めます。(生活福祉課)

(2)住居の確保を支援する取組

地域社会において安定した生活を送るための前提となる、適切な住宅の確保に向けた支援を行います。

■住居確保給付金の支給

自立相談支援機関である「福祉くらしの相談窓口」では、離職や廃業をした等により住居を失った方、または失うおそれのある方で要件を満たした方を対象に、一定期間家賃相当額を支給し、就労支援を行うことにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。(生活福祉課)

■生活福祉資金の貸付

所得が少ない世帯や障害者または介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行い、対象世帯の安定と経済的自立を図ります。住居の移転、住宅の増改築・補修等に必要な費用についても貸付対象としています。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■高齢者居住支援事業助成

保証人が見つからないために民間賃貸住宅への契約が困難となっている高齢者世帯を支援するため、高齢者世帯が民間保証機関に支払う初回保証料の一部を助成します。(高齢福祉課)

■市営高齢者住宅「ジョイハウスたまがわ」

市が民間建主の協力を得て、高齢者が安心して生活を送れるよう、集合住宅を一棟借り上げ、住宅に困窮している高齢者に対して住宅を提供しています。(高齢福祉課)

■シルバーピア生活援助員派遣事業

65歳以上の高齢者を対象とした都営住宅(長峰)に、入居者の安否確認や緊急時対応、情報提供などのための生活援助員を派遣しています。(高齢福祉課)

■住居確保要配慮者関連制度の情報提供・普及啓発

住居確保要配慮者の方の入居を支援するための家賃債務保証制度(高齢者住宅財団)、住宅セーフティネット制度(国・都)等の諸制度についての積極的な情報提供・普及啓発に努めます。(まちづくり再生課)

➤用語解説

○東京しごとセンター

全年齢層の求職者を対象として、就業相談から、各種セミナー、求人情報の提供等、就職に関する一貫したサービスを提供しています。

○若者サポートステーション

国と都の協働で運営。15歳から39歳までの働くことに悩みを抱えている方を対象に、セミナーや講座を開催し、自立に向けた進路選択をサポートしています。

○東京都若者総合相談センター(若ナビα)

東京都が運営する若者やその家族等を対象とした無料相談窓口のこと。若者の様々な悩みに対応する総合窓口として、専門の窓口や支援機関等につないだり、情報提供を行っています。

○協力雇用主

犯罪をした人等の抱える事情等を理解し、自立及び社会復帰に協力することを目的として雇用し、又は雇用しようとする民間の事業者のこと。

○コレワーク(矯正就労支援情報センター)

国により全国8か所に設置。受刑者等の居住先や資格取得等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する対象者を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っています。

○家賃債務保証制度

低所得者、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、外国人世帯等の住居確保要配慮者の方が賃貸住宅に入居する際の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことで、賃貸住宅への入居を支援する家賃保証債務を行っています。

○住宅セーフティネット制度

民間の空き家、空き室を活用して、住居確保要配慮者を対象に、入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とした制度です。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

現状と課題

刑法犯の検挙人員総数が減少している中で、65歳以上の高齢者の検挙人員は横ばいで推移しており、高齢者の割合は増加しています。出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています(令和2年法務省「犯罪白書」及び国計画より)。また、覚醒剤取締法違反の同一罪名再犯者率が上昇傾向にある一方、大麻取締法違反の検挙人員が令和元年に過去最多となり、その半数以上が20代以下でした。大麻取締法違反の検挙者に占める再犯者の割合も、平成28年は22.4%と、平成18年に比べて2倍近い割合になっており、若年層の認識不足やインターネットなど気軽に入手できることなどにより更なる増加が危惧されます(厚生労働省HPより)。

他にも高齢者、障害のある者、生活に困窮する者、依存症(アルコール、薬物、ギャンブル等)を有する者等、犯罪をした者等の中には保健医療、福祉サービスの利用が必要な者が多く、有機的な連携のもと、機動的かつ継続的な支援を行う必要があります。

主な取組

(1) 高齢者の方を支援する取組

高齢者の方が安心して暮らし続けることができるよう、地域で支える体制づくりを進めるとともに、必要な相談・支援を行います。

■地域包括支援センター

市からの委託を受け、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うための総合相談機関です。市内に4か所あり、高齢者やその家族の方等の支援に向けた相談に応じています。(高齢福祉課)

■地域支援事業(生活支援体制整備事業等)

社会から孤立し、日常生活に不安を感じている高齢者を支援するため、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を市や地域包括支援センターに配置し、地域の方々や社会福祉協議会などの関係機関と一緒に、地域の話し合いの場づくりや地域の人々の交流などを進め、支え合いの地域づくりを実施しています。(高齢福祉課)

■認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座を定期的を開催し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するサポーターを増やしていくことで、認知症の理解及び高齢者を地域で見守る体制の充実を図ります。(高齢福祉課)

■高齢者見守りネットワーク事業

住民の方々や市内の民間事業者にご協力いただき、日常の生活や業務の中で気付いた異変について市役所や包括支援センターに連絡いただくことで、安否確認など適切な支援につなげる事業です。(高齢福祉課)

■福祉権利擁護センター

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方などが、地域で安心して暮らし続けられるよう、相談や福祉サービスの利用援助などの支援を行います。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■はつらつワーク稲城(再掲:P10 参照)

■シルバー人材センター(再掲:P10 参照)

(2)障害者の方を支援する取組

障害のある方が、自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等を行います。

■障害者相談支援

稲城市社会福祉協議会や障害者総合相談センターマルシェいなぎを中心に、総合的・専門的な相談を受け付けるとともに、福祉サービスの利用等に向けた各種支援を行います。(障害福祉課)

■地域活動支援

障害者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害者の自立及び社会参加の促進を図ります。(障害福祉課)

■発達支援

発達支援センターレスポールいなぎにおいて、就学前から成人の方まで、発達に特性のある方の相談を受け付けるとともに、必要な支援、専門機関の紹介などを行います。(障害福祉課)

■障害者就労支援(再掲:P10 参照)

■福祉権利擁護センター(再掲:P14 参照)

(3)生活困窮の方などを支援する取組

様々な事情により生活に困窮している方などに対し、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

■福祉くらしの相談窓口(生活困窮者自立相談支援事業)

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して必要な支援を行う総合相談窓口(自立相談支援機関)です。相談によって課題を整理した上で、個別の支援計画に従って、包括的・継続的に支援を行います(生活福祉課)

■生活困窮者自立相談支援事業による就労支援(再掲:P10 参照)

■住居確保給付金の支給(再掲:P11参照)

■緊急小口資金の貸付

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸し付けによってその後の生活の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、所定の貸付対象理由に該当する場合に、資金の貸付を行います。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

■生活福祉資金の貸付(再掲:P11参照)

■生活保護事業

生活保護法に基づき、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持向上及び自立に向けた支援を行います。(生活福祉課)

■子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)

生活困窮世帯等の中学生を対象に、学習支援及び本人や保護者への生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行い、子どもの将来の自立に向けた支援を行います。(生活福祉課)

■ひとり親家庭に対する貸付・就労支援事業

母子・父子自立支援員との相談を通して世帯の状況を把握し、以下の制度等の利用を含め必要な支援を行います。(子育て支援課)

- ・東京都母子及び父子・女性福祉資金貸付(修学資金・生活資金等)
- ・母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金(就職に向けた資格取得費用)
- ・母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(就職に向けた資格取得期間の生活費)

■就学援助

経済的に困窮している小・中学生の保護者の方に、小中学校の学用品、学校給食費等の費用について援助を行います。(学務課)

■受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的に、学習塾などの費用や受験費用などについて貸付を行います。貸し付け対象となる学校に入学した場合には、返済が免除されます。(稲城市社会福祉協議会・生活福祉課)

(4)薬物乱用防止に向けた取組

薬物乱用防止や、薬物依存からの回復に関する正しい知識を周知するための、普及・啓発活動等を行います。

■薬物乱用防止推進事業

東京都薬物乱用防止推進稲城市協議会とともに、ポスター・標語の募集、展示等を通して、覚醒剤や大麻等の薬物乱用の恐しさを広く訴え、その弊害についての周知を図るため啓発活動を行います。(健康課)

■薬物乱用防止教室事業

学習指導要領に基づき、小・中学校における薬物乱用防止教室の実施や、薬物乱用防止ポスター・標語の活用など、薬物乱用防止の取組を推進します。(指導課)

■薬物相談窓口の紹介

薬物依存症の当事者及びその家族等への相談支援を行う、南多摩保健所や多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口について、必要に応じて紹介します。(健康課)

➤用語解説

○自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した方のそれぞれの事情に合わせて支援プランを作成し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行う市区町村に設置された相談窓口のこと。

○母子・父子自立支援員

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の生活面、経済面の自立を図るため、相談やアドバイスを行う、市区町村に配置された専門員のこと。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等

現状と課題

非行を行う背景には、規範意識の低下、社会とのつながりの希薄化、家庭環境の変化、貧困や虐待等の被害体験、集団的不良交友関係等様々な要因が複合的に生じているためと考えられます。非行を生まないためにも、青少年の規範意識の向上、社会とのつながりの強化、世帯の抱える生活課題への支援が求められています。また、全国の高等学校進学率は98.8%ですが、少年院入所者の25.3%、入所受刑者の37.4%が中学校卒業後、高等学校に進学していない状況です(令和2年法務省「少年院在院者への高等学校教育機会の提供に向けた検討会」及び国計画より)。

非行の未然防止や青少年の健全育成のため、また非行や犯罪に陥った少年が立ち直り地域社会の一員として社会復帰を果たすために、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して相談支援体制の充実や居場所づくり、必要な修学支援等の取組を行うことが必要です。

主な取組

(1)非行の防止等に向けて子どもたちを支援する取組

学校や地域における関係機関等が連携して、非行の防止、虐待の防止・早期発見・早期対応等の、子どもたちを支援するための取り組みを進めます。

■防犯・犯罪被害防止教育の推進

関係機関などと連携し、身近にある様々な危険について理解を深めるとともに、被害に遭わない、事件に巻き込まれないための未然防止対応について学習を進めます。(指導課)

■道徳授業地区公開講座

教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座を開催し、道徳について保護者・地域住民と意見交流を行います。(指導課)

■教育相談などの機能の充実

いじめ、不登校、就学、教育、進路などの相談業務の充実や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用により、教育相談など機能の充実を図ります。(指導課)

■地域教育懇談会

中学校ブロックごとに、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校 PTA、幼稚園・保育園の保護者、自治会関係者、青少年育成地区委員、民生・児童委員、青少年委員、人権擁護委員、社会教育委員、保護司・更生保護女性会関係者、PTA 連合会 OB、学校支援コンシェルジュ、公民館・児童館関係者など、地域の様々な関係者による協力機関としての懇談会を実施します。(指導課)

■児童虐待対応事業

児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、家庭及び地域住民や学校等の関係機関等からの虐待通告に対し、子ども家庭支援センターで迅速に対応します。(子ども家庭支援センター課、指導課)

■要保護児童対策地域協議会

児童虐待の防止・早期発見・早期対応のために、代表者会議では要保護児童対策の検討及び関係機関の連携を強化、実務者会議では要保護児童等の実態把握や支援中のケースの総合的な把握及び進行管理等について協議・検討を行います。また、個別ケース検討会議では個別の案件について具体的な支援の内容を検討します。(子ども家庭支援センター課)

■薬物乱用防止教室事業(再掲:P16参照)

(2)子どもたちの居場所づくりや学習支援の取組

子どもたちの健全育成に向けて、孤立しないための居場所づくりや必要な学習支援を行います。

■青少年問題協議会

家庭、学校、地域等の代表者が参加し、青少年の健全育成に関わる機関・団体の活動を効果的に進めるための協議や、青少年健全育成の課題について意見交換等を行います。(児童青少年課)

■児童館事業

18歳未満の児童を対象に自由な遊びの場を提供し、心身の健全育成、情操を豊かにすることを目的とした、中高生の居場所づくりを含めた各種事業を実施します。(児童青少年課)

■民間団体による中高生の居場所づくり

民間団体へ補助金を交付し、第三者の大人との関わりを通して、中高生の心の居場所を提供しています。(児童青少年課)

■生涯学習事業による学びの機会の提供

誰もがいきいきと学び続けるための支援として、公民館やiプラザの主催事業、いなぎ IC カレッジ、生涯学習宅配便講座等の学びの機会を提供します。(生涯学習課)

■東京都若者総合相談センターの紹介・普及啓発(再掲:P11 参照)

■子どもの学習・生活支援事業(再掲:P15参照)

■就学援助(再掲:P16参照)

■受験生チャレンジ支援貸付事業(再掲:P16参照)

4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進等

現状と課題

各地域において、犯罪をした者等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、その他多くの民間ボランティアの方々が地道に活動しています。しかし、保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、再犯防止に関する施策等が身近なものではない等の課題があり、引き続き支援および再犯防止活動の周知に向けた啓発活動を行っていく必要があります。

また、安心・安全な地域づくりに向けては、犯罪を未然に防止するための対策も不可欠です。稲城市においてはこれまでの官民一体となった取組等により、都内でも人口当たりの刑法犯の認知件数が少ない水準にあります。今後も社会情勢等の変化に応じながら対策を講じていく必要があります。

主な取組

(1) 保護司等民間協力者の活動を支援する取組

犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の立ち直りを支える民間協力者を支援し、連携していくための取組を進めます。

■更生保護活動団体への支援

保護司会及び更生保護女性会の活動の周知に向けた広報に努めるとともに、会議等を行う際の会議室を提供するなど、活動の支援を行います。(生活福祉課)

■保護司会活動への支援

市に日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の事務局を設置するとともに、補助金を交付することで活動を支援します。(生活福祉課)

■保護司の活動場所の確保

日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の活動場所として更生保護サポートセンター稲城分室を公共施設内に確保するとともに、市庁舎及び総合体育館に保護司が保護観察対象者との面接等を行う際の面談室を提供します。(生活福祉課)

■保護司候補者検討協議会への協力

保護司になり得る人材の発掘のため、東京保護観察所及び日野・多摩・稲城地区保護司会が開催する保護司候補者検討協議会に協力します。(生活福祉課)

(2) 広報・啓発活動を推進する取組

再犯の防止等に関する施策に対する市民の理解を促進するための、普及啓発活動を進めます。

■社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

稲城市では、犯罪や非行をした人の立ち直りを見守り支えていく地域社会づくりに向けて、保護司会や更生保護女性会をはじめ、地域の関係団体等と連携・協力し、7月の強調月間を中心に様々な広報活動を行います。(生活福祉課)

(3) 安全・安心なまちづくりに向けた取組

安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域・警察・関係団体等と連携した地域の防犯力向上のための取組を進めます。

■安全・安心まちづくり推進協議会

市・警察・市民・関係団体が一体となって、防犯に関する情報の共有を図り、犯罪のない安全なまちづくりを推進するために、より効果的な防犯活動の展開に向けた調査・研究・協議などを行います。毎年度、犯罪認知件数の削減等の活動目標を掲げ、各種の取組を進めています。(総務契約課)

■市内一斉防犯パトロール

地域の安全・安心を目指して、毎年7月と12月に、各防犯団体等を中心に7拠点で犯罪抑止に向けた一斉パトロールを実施します。パトロールと併せ、不法投棄された乗り物による犯罪発生抑止のため、放置自転車・バイクのチェック等も行います。(総務契約課)

■防犯活動実施団体等によるパトロール活動

地域の防犯活動を支援するため、市内で自主的に防犯パトロール活動を実施する団体等に対して、パトロール活動に必要な防犯資機材の支給や青色回転灯防犯パトロール車の貸出を行います。(総務契約課)

■防犯活動個人ボランティア登録

平成28年から自主的な防犯活動を実施する防犯ボランティアの登録制度を開始し、地域での防犯パトロール等に携わる個人ボランティアの活動の支援を行います。(総務契約課)

■防犯のつどい

安全・安心まちづくり推進協議会、自治会連合会、防犯協会の三者共催で、防犯意識の向上を目指した講演会を開催します。(総務契約課)

■子ども 110 番の家の設置

児童・生徒が登下校時等に緊急を要する場合に、助けを求め一時的に避難できる場所として「子ども110番の家」を設置し、子どもたちの安全を確保します。(総務契約課)

■スクールガードリーダーの配置

学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、通学路の巡回・点検、学校への助言等を行う、警察官 OB によるスクールガードリーダーを配置します。(指導課)

➤用語解説

○保護司会

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアである保護司が保護区ごとに組織する団体のこと。

日野市・多摩市・稲城市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」では、関係機関との連携、保護司の職務に関する研修、社会参加活動、活動に関する広報宣伝などを行うとともに、各市の分区ごとに活動を行っています。

※保護司の活動や、日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区の活動については P22 のコラムを参照。

○更生保護女性会

女性の立場から地域の犯罪予防と犯罪や非行に陥った人たちの更生に協力し、犯罪や非行のない明るい社会の実現しようとするボランティア団体のこと。

保護司会と同じく、日野市・多摩市・稲城市を一つの地域として日野・多摩・稲城更生保護女性会が組織され、援護活動や研修、広報などを行っています。同会の稲城分区では、約50名の会員が活動しており、社会を明るくする運動や、市内全域を巡回する防犯パトロールなどの犯罪・非行防止のための啓発活動を行うほか、更生保護施設や刑務所・少年院を訪問して、収容者に物心両面の激励や援助などを行っています。

○更生保護施設

刑務所等から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供し、生活指導・職業指導などを行い、自立を援助する施設のこと。

○保護観察

犯罪をした者又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

コラム「日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。活動としては、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活が営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うとともに、犯罪や非行を未然に防ぎ、罪を犯した人の更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」をはじめとした啓発活動や明るい地域社会の実現に向けた取組を行っています。

日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区では、令和3年12月現在、20名の保護司が活動しています。複合施設ふれんど平尾内にある更生保護サポートセンター稲城分室を拠点に日々の活動を行うほか、定期的に自主研修会や視察研修等を行うなど、各保護司の保護観察に関する知識や技量を高める取組を進めています。

また、主要な啓発事業である「社会を明るくする運動」では、更生保護女性会や市と連携し、市内関係団体や市内各中学校の協力を得ながら、市内の駅頭・街頭・盆踊り会場・夏祭り会場・市内に所在するジャイアンツ球場などでグッズ配布を行うなど、各種の啓発活動を行っています。

学校との連携では、保護司全員が市内の各小中学校の担当となり、地域教育懇談会や学校の諸行事に参加するなど、青少年の健全育成に向けて連携を深めています。その他、市・関係機関・諸団体の会議や事業にも各担当保護司が加わり、連携を図っています。

今後も、地域における更生保護及び青少年の健全育成に取り組むとともに、更生保護に対する市民への周知・理解をさらに深めるための活動を進めていきます。



●更生保護のシンボルマーク「生きるマーク」

5 再犯防止のための連携体制の整備等

現状と課題

犯罪をした者等の中には、矯正施設や保護観察所等の刑事司法関係機関による指導・支援等を受け終わった後においてもその社会復帰を促し再犯を防止するため、地域において継続的な支援を受けることが必要な者がいます。地方公共団体による各種住民サービスや民間団体による支援に円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。

主な取組

(1)関係機関と連携した取組

■民間協力者や更生保護関係機関等との連携

犯罪や非行等をした人の立ち直りを支える、保護司や更生保護女性会等の民間協力者をはじめ、更生保護関係機関と連携し、継続的に情報共有、意見交換を進めます。(生活福祉課)

■安全・安心まちづくり推進協議会等との連携

市・警察・市民・関係団体が連携して防犯活動を推進している安全・安心まちづくり推進協議会等との連携を深め、再犯防止推進に向けた取組についての情報提供や意見交換等を進めます。(総務契約課、生活福祉課)



●更生保護イメージキャラクターのホゴちゃん(左)とサラちゃん(右)

6 日野市・多摩市・稲城市 3市共通で行う取組

現状と課題

日野市・多摩市・稲城市の3市については、これまで3市を保護区とする「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできました。今後、再犯防止に向けた取組をさらに推進し、市民にとって再犯防止に関する施策等が身近なものに感じられるよう、3市間の連携を強化していく必要があります。

主な取組

(1) 3市共通で行う取組

■ 3市職員勉強会

外部講師による講義の受講や更生施設の見学等を行い、更生支援を学ぶ取組を3市で連携して行います。(生活福祉課)

■ 3市職員と保護司の意見交換会

日野・多摩・稲城地区保護司会との意見交換を行い、相互の情報について共有をします。(生活福祉課)

■ 各市における社会を明るくする運動の広報

日野・多摩・稲城地区保護司会のうち、各市の分区が主催となって実施されている「社会を明るくする運動」の広報活動について、市と保護司会の協働による取組を推進します。(生活福祉課)

■ 保護司候補者検討協議会への協力(再掲:P19参照)

● 3市の位置図



- 1 計画の策定体制
- 2 再犯防止推進法の概要
- 3 再犯防止推進計画の概要
- 4 再犯防止推進計画加速化プランの概要
- 5 東京都再犯防止推進計画の概要

1 計画の策定体制

市の関係部署(生活福祉課・総務契約課・経済課・高齢福祉課・障害福祉課・健康課・子育て支援課・子ども家庭支援センター課・児童青少年課・まちづくり再生課・学務課・指導課・生涯学習課)及び稲城市社会福祉協議会で構成される策定委員会において検討を進めました。

検討にあたっては、稲城市保健福祉推進委員会及び稲城市安全安心まちづくり推進協議会において協議及び意見聴取を行うとともに、日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区、日野・多摩・稲城地区更生保護女性会稲城分区及び東京保護観察所立川支部から意見聴取を行いつつ策定を進めました。

○計画策定の経緯

| | |
|------------|--|
| 令和3年3月 | 「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」策定 |
| 令和3年4月 | 稲城市再犯防止推進計画策定委員会(第1回)開催 |
| 令和3年6月 | 稲城市安全・安心まちづくり推進協議会 (※書面開催) |
| 令和3年7月 | 稲城市保健福祉推進委員会 (※書面開催) |
| 令和3年8月 | 稲城市再犯防止推進計画策定委員会(第2回)開催(※書面開催) |
| 令和3年8・9月 | 日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区、日野・多摩・稲城地区更生保護女性会稲城分区及び東京保護観察所立川支部からの意見聴取 |
| 令和3年10月 | 稲城市再犯防止推進計画策定委員会(第3回)開催 |
| 令和3年11月 | 稲城市議会(福祉文教委員会)への計画案及び策定経過報告 |
| 令和3年11月 | 稲城市安全・安心まちづくり推進協議会 |
| 令和3年11・12月 | 計画案に対する市民意見公募の実施 |
| 令和3年12月 | 稲城市再犯防止推進計画策定委員会(第4回)開催 |
| 令和3年12月 | 計画策定 |

2 再犯防止推進法の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に係る事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

3 再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

4 再犯防止推進計画加速化プランの概要



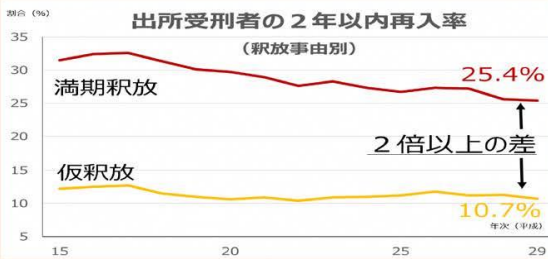
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日
犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定、計画期間：平成30年度～令和4年度）に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者の2倍以上の差があり、全体を1.6%以下にするという政府目標を確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不可欠

(2) 成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少
※ 2,726人(直近5年間の平均)
→ 2,000人以下に減少

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 出所後の帰宅先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
- 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地方公共団体は一部にとどまっている。

(2) 成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援
※ 策定団体数：22団体（R1.10.1現在）

(3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組

- 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
- 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

5 東京都再犯防止推進計画の概要

東京都再犯防止推進計画の概要

基本方針

- 再犯防止推進法を踏まえ、都が実施する再犯防止に資する取組、再犯防止につながる可能性がある取組を記載
- 国の関係機関、区市町村、民間支援機関と連携して再犯の防止に取り組んでいく。

主な取組

1 就労・住居の確保等のための取組

- (1) 就労の確保等
- (2) 住居の確保等

- ・若ナビαによる相談支援と就労支援機関への誘導
- ・しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発
- ・入居を拒まない民間賃貸住宅の供給の促進 …等

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援等
- (2) 薬物依存を有する者への支援等

- ・「高齢者よろず犯罪相談」窓口の設置
- ・薬物依存に関する相談体制の充実と連携の推進 …等

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

- ・学校における非行防止のための教育
- ・若ナビαの相談実施による自立支援
- ・暴力団からの離脱希望者等に対する支援 …等

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組

- ・「社会を明るくする運動」における民間協力者の活動に関する広報
- ・若者支援ポータルサイト（若ぼた）による周知
- ・保護司等の活動を支援するガイドブック作成 …等

6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

- ・再犯防止のための協議会等の設置 …等

稲城市再犯防止推進計画
令和3年度～令和7年度

発行年月：令和3年12月
編集・発行：稲城市福祉部生活福祉課
〒206-8601 稲城市東長沼 2111
TEL:042-378-2111(代表)
FAX:042-378-5677